

永平寺町経営環境改善事業(省エネ・省CO₂)補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の法人又は個人事業者(以下「町内事業者等」という。)に対する永平寺町経営環境改善事業(省エネ・省CO₂)補助金(以下「補助金」という。)の交付について、永平寺町補助金交付規則(平成18年永平寺町規則第38号)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 町内事業者が行う、継続的なコスト削減に対する取組において、省エネルギー性能・省CO₂性能に優れた設備の導入に対して予算の範囲内で補助金を給付することとし、永平寺町の省エネルギー・省CO₂を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 町内事業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもののうち、法人においては町内に事業所の住所を有しているもの、個人事業主においては町内に事業主及び事業所の住所を有しているもの又はその他町長が認めたものをいう。

(2) 対象設備 次に掲げる、経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金(C)指定設備導入事業」において補助対象設備として公表されているもののほか、省エネルギー診断において一定の省エネルギー効果が認められるものとする。

ア 高効率空調

イ 業務用給湯器

ウ 高性能ボイラ

エ 高効率コージェネレーション

オ 変圧器

カ 産業用モータ

キ 冷凍冷蔵設備

ク LED照明器具

ケ 工作機械

コ プラスチック加工機械

サ プレス機械

シ 印刷機械

ス ダイカストマシン

セ 産業ヒートポンプ

(事業実施期間)

第4条 事業実施期間は、令和5年10月1日から令和6年2月15日までのうち、交付決定日から事業完了日(対象設備の設置工事に係る工事完了日又は支払義務額を支払った日のいずれか遅い日をいう。)までの期間とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(補助事業者)

第5条 町長は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、必要かつ適当と認める者(以下「補助事業者」という。)とする。

- (1) 町内事業者等であること。
- (2) 町税を滞納するなど法令に抵触し、助成が適当でないと思えられる事業所ではないこと。
- (3) 対象設備を導入する事業所等において継続的な事業活動を行うものであること。
- (4) 申請する対象設備に関して、国・県・他地方公共団体が交付する他の補助金を受けていないこと。
- (5) この要綱により補助金を交付した事業については、町が補助事業名や補助事業者名、所在地、補助事業の内容等を公表することに同意すること。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準じる反社会的団体及びその構成員に該当する場合は、交付対象者から除く。

(省エネルギー診断)

第6条 補助金交付の決定に当たっては、町から依頼した事業者が書類若しくは現地確認にて省エネルギー診断を実施し、省エネルギー効果を認めたものに限り交付決定をする。

(対象設備の導入)

第7条 対象設備の導入に当たっては、次に掲げる要件の全てを具備しなければならない。

- (1) 既存機器・設備に替えて導入すること。
- (2) 導入する機器・設備の設置場所は、事業用の場所として製造・販売等を行っている場所とする。(会議室等は対象外)
- (3) 導入する機器・設備は、常用であること。また、購入する対象設備が中古品でないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第8条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象設備の導入に必要な機器・設備の購入又は設置工事に要する経費(既存設備の下取り金額、消費税及び地方消費税額を除く)とし、これに対する補助額は、補助対象経費の3分の2に相当する額までとし、その上限は800千円とする。

2 同一町内事業者が、複数事業所の設備導入について申請する場合、上限額は1事業者あたりで算定するものとする。

(補助回数の制限)

第9条 補助金の交付申請は、同一町内事業者につき1回限りとする。

(提出書類)

第10条 補助事業者は、補助金の交付に当たっては、補助金交付申請書(様式第1号)及びこれに添付する書類を町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助金交付申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容が第5条に定める補助事業者の要件に適合するものを受理するものとし、申請書の提出時点で不備のあ

るものにあつては、補正が完了した時点で受理する。

(補助金の交付決定)

第11条 町長は、前条第1項の規定により申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、第6条に規定する省エネルギー診断を実施し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付の決定を通知するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の取下げ)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請辞退届(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の変更の承認)

第13条 補助事業者は、交付決定を受けた事業計画を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助金交付変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。また、いかなる変更であっても、当初の交付決定額を超えて申請することはできない。

(1) 申請のあつた補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更

(2) その他、町長が必要と認めるとき。

(承認の通知)

第14条 町長は、前条の規定により、補助事業の変更を承認するときは、事業計画変更承認通知書(様式第5号)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して14日を経過した日又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(補助金の額の確定等)

第16条 町長は前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第13条に基づく変更承認を行った場合は、その承認内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額確定通知書(様式第7号)により速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 前条の規定により確定通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第8号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(設備導入効果の情報発信及び町事業への協力等)

第18条 補助事業者は、事業実施翌年度以降、導入効果の状況報告書を、町の求めに応じて提出するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な

事項は、町が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

